

資料9-4-3

宇宙科学小委員会の設置について(案)

平成25年4月4日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
宇宙開発利用部会

- 2 宇宙関連分野の人材育成のための方策
- 3 その他宇宙科学研究の適切な推進のための方策
3. 設置期間
小委員会の期間は、設置が決定した日から平成27年2月14日までとする。
4. その他
小委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令及び宇宙開発利用部会運営規則によるものとする。

1. 設置の目的

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会宇宙開発利用部会では、文部科学省における宇宙の開発及び利用に関する重要事項の調査審議を行うこととされている。

宇宙開発利用部会が平成24年12月にとりまとめた「文部科学省における宇宙分野の推進方策について」を踏まえ、宇宙科学分野の適切な推進等のための方策について調査検討する場として、宇宙開発利用部会運営規則第2条第1項に基づき、宇宙開発利用部会の下に宇宙科学小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

2. 調査検討事項

- 1 我が国の宇宙科学コミュニティが世界のトップサイエンスセンターとして機能するための方策